

江田島市環境基本計画

参 考 資 料

1	計画策定の経過	82
2	江田島市環境審議会	83
3	環境市民懇談会	87
4	環境等の概要	91
5	アンケート調査結果の概要	100
6	江田島市環境基本条例	109
7	用語解説	115

1 計画策定の経過

年月日	内容
平成 22 年 10 月 19 日	第 1 回江田島市環境基本計画策定庁内委員会 ○江田島市環境基本条例について ○アンケート調査票について
平成 22 年 12 月 2 日	第 2 回江田島市環境基本計画策定庁内委員会 ○江田島市環境基本条例について ○アンケート調査結果（中間報告）について ○江田島市の環境課題について
平成 23 年 1 月 28 日	第 1 回江田島市環境審議会 ○江田島市環境基本条例について ○既存資料調査結果 ○アンケート調査結果 ○江田島市の環境課題について
平成 23 年 2 月 19 日, 26 日	第 1 回環境市民懇談会 ○江田島市の環境の問題点と課題について
平成 23 年 3 月 28 日	第 2 回江田島市環境審議会 ○江田島市環境基本条例について ○望ましい環境像について
平成 23 年 4 月 1 日	江田島市環境基本条例施行
平成 23 年 5 月 24 日	第 3 回江田島市環境基本計画策定庁内委員会 ○環境基本計画骨子案について
平成 23 年 6 月 13 日	第 3 回江田島市環境審議会 ○環境基本計画骨子案について
平成 23 年 7 月 12 日	第 4 回江田島市環境審議会 ○将来構想図について ○重点プロジェクトについて
平成 23 年 8 月 23 日	第 4 回江田島市環境基本計画策定庁内委員会 ○環境基本計画素案について
平成 23 年 10 月 5 日	第 5 回江田島市環境基本計画策定庁内委員会 ○環境基本計画案について
平成 23 年 10 月 22 日	第 2 回環境市民懇談会 ○環境基本計画案について
平成 23 年 11 月 29 日	第 6 回江田島市環境基本計画策定庁内委員会 ○環境基本計画修正案について
平成 24 年 1 月 19 日	第 5 回江田島市環境審議会 ○環境基本計画案について（諮問）
平成 24 年 2 月 28 日	江田島市環境審議会 答申

2 江田島市環境審議会

(1) 江田島市環境審議会設置条例

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、江田島市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全に係る基本的事項に関すること。
- (3) その他環境の保全に関して市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係機関及び団体の代表者又は役職員
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 第3条の規定により委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、前項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(会議)

第7条 会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年江田島市条例第33号）による。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 江田島市環境審議会委員名簿

(平成24年3月現在)

団 体 名	氏 名
江田島市商工会 事務局長	平田 里文
江田島市農業委員会 職務代理	小林 秀幸
江田島市女性会連合会 副会長	下河内 嘉代子
江田島市PTA連合会 代表	澤岡 秀昭
江田島市漁業振興協議会 副会長	久保河内 鎮孝
江田島市観光協会 事務局長	末次 文勝
江田島市自治会連合会 副会長	中村 博政
公衆衛生推進協議会 事務局員	眞谷 宏美
瀬戸内里海振興会 副会長	山本 卓曹
大柿自然環境体験学習交流館 館長	西原 直久
広島県西部厚生環境事務所呉支所 衛生環境課参事	池田 学
広島修道大学人間環境学部 人間環境学科 教授	ナ 羅 ソンイン 星 仁
能美脱温暖化未来会議 会長	池田 朝雄

(敬称略)

諮問文書

江環第31号
平成24年 1月19日

江田島市環境審議会
会長 中村 博政 様

江田島市長 田中 達美
(環境課)

江田島市環境基本計画（案）について（諮問）

このことについて、江田島市環境審議会設置条例（平成22年12月10日
条例第15号）第2条第1号の規定によって、貴会の意見を求めます。

平成24年2月28日

江田島市長 田中 達美 様
(環境課)

江田島市環境審議会
会長 中村 博政

江田島市環境基本計画（案）について（答申）

平成24年1月19日付江環第31号で諮問のこのことについて、平成23年1月19日本審議会で慎重に審議した結果、原案を適当と認めます。

なお、本計画の推進にあたりましては、江田島市の目指す環境像の具現化のため、市民や事業者の理解と協力を得ることにより、協働して環境の保全に関する施策を推進されますよう切望いたします。

また、施策の達成状況が市民等に周知されるよう情報公開等に工夫され、本計画を着実に推進されることを期待します。

本計画の趣旨や内容について、広く市民等への周知に努められるようお願いいたします。

3 環境市民懇談会

(1) 第1回環境市民懇談会

江田島市環境基本計画の策定過程において、市民の意見を取り入れるため、「江田島市の環境の問題点と課題について」をテーマに、市内4地区において環境市民懇談会を開催しました。

①概要

日時	場所	参加人数
平成23年2月19日(土) 10:00~12:00	能美地区 中町公民館	20名
平成23年2月19日(土) 14:00~16:00	沖美地区 沖美ふれあいセンター	16名
平成23年2月26日(土) 10:00~12:00	大柿地区 大柿公民館	12名
平成23年2月26日(土) 14:00~16:00	江田島地区 江田島公民館	22名



能美地区



沖美地区



大柿地区



江田島地区

②主な意見

区分	分野	意見
問題・課題	自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・農道，県道，雑草，雑木林，遊歩道，河川，県有地，耕作放棄地，放作地等 ・動物（タカやミサゴ），植物（シロバナタンポポやハマナデシコ）の保護 ・桜（テングス病になっている）の保全 ・イノシシ，野鳥等が農作物を荒らす
	生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・猫，犬による糞の被害（飼い犬・猫，野良犬・野良猫含む） ・雑木が道をふさぎ，廃屋が倒壊する危険があり，野良猫やねずみの住かとなっている ・岩国の飛行機騒音 ・外灯，道路整備（サイクリングロード，ガードレール，側溝）
	ごみ問題	<ul style="list-style-type: none"> ・漂着ごみ，かき筏の材料，発泡スチロール等 ・川へのポイ捨て（空き缶，ビール缶等） ・海ごみが河川に流れ込んでいる（河口付近） ・河川に土砂 ・山，公園，道路（路肩），民家の少ない所に多い ・指定の袋が活用されていない ・ごみステーションの利用マナーが悪い（分別，曜日，時間）
	地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ・海の生き物が変化，南の海の魚介類が見られるようになった ・海洋汚染 ・気候変動（高潮，大雨，日照り等）
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化・少子化・未婚者が多い（活気のない町になりつつある）
解決策	自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の管理は，行政が窓口となりボランティアを要請する ・イノシシは，免許取得者を増やす（高齢化で取得者が減少しているため） ・希少動植物分布図を作成し，保全していく ・管理・保護・整備のためには，助成金や補助金が必要
	生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・外灯の設置（狭い道に充実させる） ・家屋は行政と自治会や近隣で連携して管理（ルールづくりが急務） ・耕作放棄地の活用として桜の植樹，オリーブを植える ・島内一周バス
	ごみ問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨て対策は，子供とともに環境教育をする ・ごみステーションを不便な場所（合意が必要）にする（便利な所では，ポイ捨てが増えるため回収車が入れる程度の奥まった場所へ移動） ・ごみ減量化のために細分別を行う ・生ごみは，行政と地域市民・企業とが考え江田島版生ごみ処理方法を決める ・ごみ分別の適正化のため，見学会実施 ・カキ筏は，竹炭や暖房の燃料とする ・カキ殻は，肥料や化粧品等，干潟の土壌改良材として活用
	地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ・荒廃農地に太陽光発電施設（電気代を県下で一番安くする） ・潮流発電装置を作ろう
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自然を生かし，老人楽園都市の建設により，人口増加をはかる（老人楽園都市をめざす！）

③まとめ

ワークショップ形式により、交わされた意見の内容は、4地域で大きな相違はみられませんでした。市民一人ひとりの環境に対する意識の向上、行政と市民の連携等が今後の課題の一つでもありと考えられます。

市民の環境への意識向上

高齢者の出席が多く、自主的に参加した人は少なかったことから、市民の主体的な活動に対する意識を高め、市民が積極的に参加できる仕組みづくりが必要です。

自然環境

江田島市の自然を大切と考える意見が多く、農地や山林、遊歩道などの荒廃対策が求められています。このため、耕作放棄地や山林の管理、整備が必要です。また、鳥獣による農作物の被害が挙げられ、獣害対策が求められています。

生活環境

生活環境では、ごみ問題に最も多く意見が寄せられました。ごみの適正処理と河川や海の清掃活動を今後も継続していくことが必要です。また、全ての地区において海のごみ問題は挙げられていたことから、漁業関係者と連携した海ごみ対策を検討していく必要があります。

地球環境

地球温暖化の影響を魚介類や海面の上昇で感じているという意見があり、その対策として自然エネルギーや省エネ活動が挙げられました。

その他

少子高齢化による活気の低迷が懸念される中、自然を活かした高齢者にとって住みよいまちづくりが求められています。

(2) 第2回環境市民懇談会

第1回環境市民懇談会の意見等を踏まえ作成した江田島市環境基本計画案について、市民の意見を取り入れるため、第2回環境市民懇談会を開催しました。

①開催日時

平成23年10月22日(土) 10:00~11:30

②開催場所

大柿公民館 大集会室 江田島市大柿町大原 535 番地 2

③参加人数

82名

④プログラム

時間	内容
10:00~10:05	開催挨拶
10:05~10:45	基調講演 テーマ：地域の環境問題と市民・地域の役割 講師：広島修道大学名誉教授 森嶋 彰
10:45~11:05	環境基本計画案の説明
11:05~11:30	質疑応答・意見交換

⑤主な意見

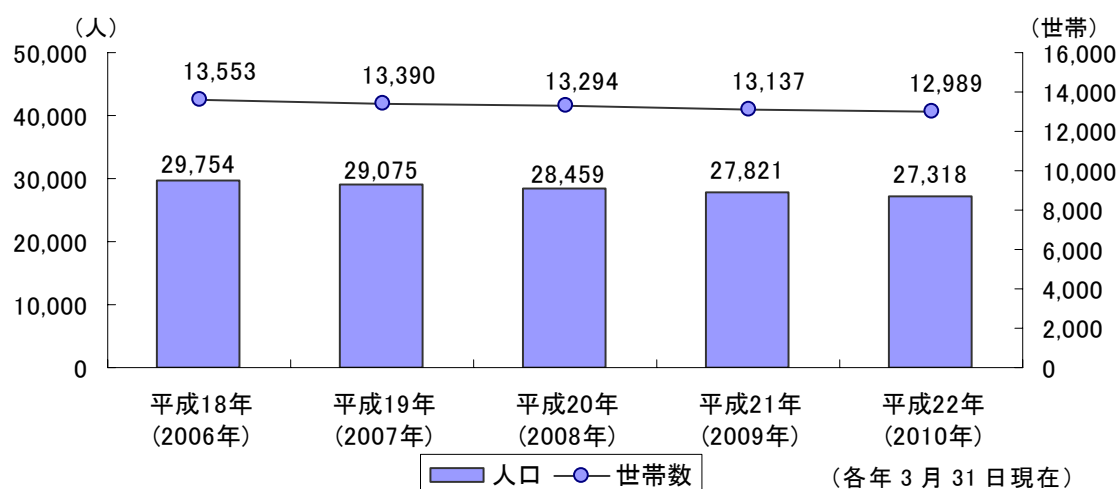
- ・事業者についても協力してもらうようにした方が良い(デポジット制度、ごみの有料化など)。また、市民・事業者・行政の3者協働で行わなければ、ごみなども減っていかない。行政も、ソフト面やハード面の整備をお願いしたい。
- ・ごみの収集について、現在は市内4町で収集曜日が異なっている。ごみ収集をしない地区で、ごみを出す人もおり、出された地区の者は迷惑している。そこで、他地区でごみ捨てできないように、4町のごみ袋を全て町別のものにしてほしいと提案したことがある。
- ・現在、EM ぼかしでごみ減量を行っている。実際減量ができていると思う。せっかくなので、行政からも皆にぜひ進めてほしい。
- ・ごみ出しが間違っていることがある。おそらくしっかりと、ごみ出し日を認識されていないと思う。行政として、その辺を徹底する文書など出してほしい。

4 環境等の概要

(1) 人口

本市の平成 22 (2010) 年 3 月 31 日現在の人口 (住民基本台帳) は 27,318 人で、世帯数は 12,989 世帯です。平成 18 (2006) 年から平成 22 (2010) 年にかけての推移を見ると、人口及び世帯数とも年々減少しています。

人口及び世帯数の推移 (住民基本台帳)

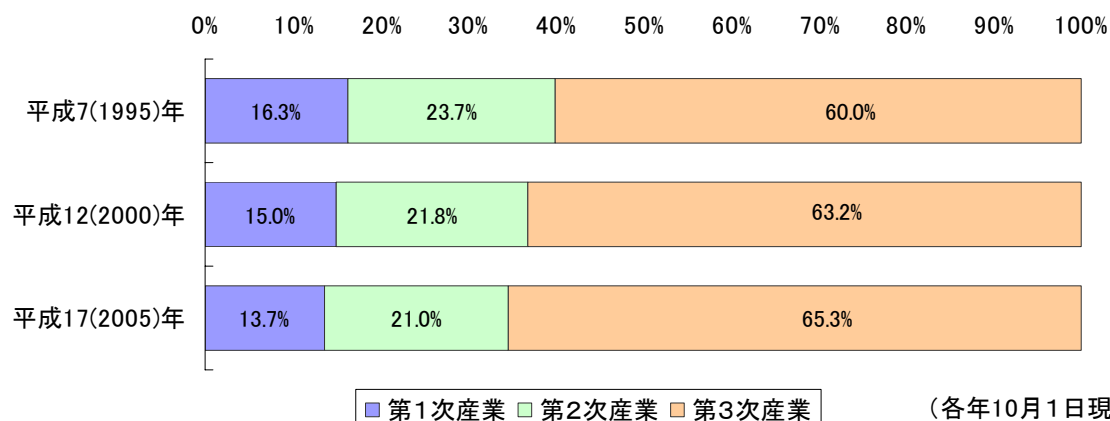


資料：「第 51 回～第 55 回広島県統計年鑑 (平成 18 年刊～平成 22 年刊)」(広島県)

(2) 産業

平成 17 (2005) 年 10 月 1 日現在、第 3 次産業が最も多く全体の 65% を占めており、次いで第 2 次産業が 21%、第 1 次産業が 14% となっています。また、平成 7 (1995) 年から平成 17 (2005) 年の推移を見ると、第 1 次産業と第 2 次産業は減少傾向に、第 3 次産業は増加傾向にあります。

産業別就業者数 (割合) の推移



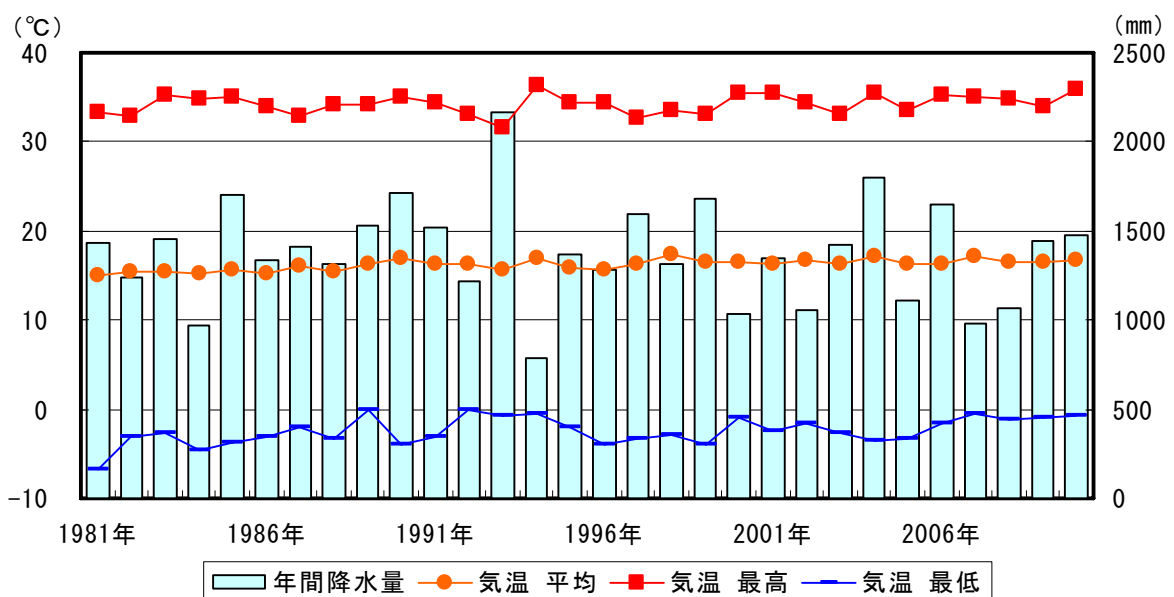
資料：江田島市統計書

(3) 気象

本市近隣の呉特別地域気象観測所で観測された昭和56(1981)年から平成22(2010)年までの気象観測結果を見ると、年間平均気温は、15.0～17.4℃、年間降水量は787～2,166mmとなっており、温暖で雨の少ない瀬戸内式気候の特徴をあらわしています。

また、昭和56(1981)年～昭和60(1985)年と平成18(2006)年～平成22(2010)年の5年間の平均的な気温等の状況を比較すると、年間平均気温が1.3℃増加しており、真夏日は41日から54日と13日増加、真冬日は23日から6日と17日減少しています。

気温・降水量の年変動（呉特別地域気象観測所）



資料：「気象庁電子閲覧室」（気象庁ホームページ）

気温等平均値（5年毎）の推移

項目	昭和56 (1981) 年 ～ 昭和60 (1985) 年	昭和61 (1986) 年 ～ 平成2 (1990) 年	平成3 (1991) 年 ～ 平成7 (1995) 年	平成8 (1996) 年 ～ 平成12 (2000) 年	平成13 (2001) 年 ～ 平成17 (2005) 年	平成18 (2006) 年 ～ 平成22 (2010) 年
年間平均気温(℃)	15.4	16.0	16.2	16.5	16.5	16.7
年間最高気温(℃)	34.2	34.0	34.0	33.8	34.4	35.0
年間最低気温(℃)	-4.2	-2.5	-1.3	-3.0	-2.7	-1.0
真夏日(日最高気温 30℃以上)の日数(日)	41	41	44	48	52	54
真冬日(日最低気温 0℃ 未満)の日数(日)	23	11	4	8	9	6

資料：「気象庁電子閲覧室」（気象庁ホームページ）

(4) 動植物

①動物

本市に生息記録がある重要な陸域動物は、哺乳類ではユビナガコウモリの1種、鳥類ではミサゴ、ヒクイナなど3種、魚類ではウナギ、メダカなど5種、昆虫類を除くその他無脊椎動物ではヒトハリザトウムシの1種が挙げられ、合計10種の重要な動物の生息記録があります。

また、本市周辺の海域に生息記録がある重要な動物は、スナガニやハクセンシオマネキといったカニ類の他、カブトガニ、クチバガイ、フトヘナタリの5種の生息記録があります。これらはいずれも良好な干潟や砂浜、河口のアシ原といった環境に生息する種です。特にカブトガニの県内での確実な繁殖地は、江田島市と竹原市のみであり、重要です。

重要な陸域動物一覧

綱名	目名	科名	種名	選定基準		
				1	2	3
哺乳綱	コウモリ目	ヒクイナ科	ユビナガコウモリ			準絶滅危惧
鳥綱	タカ目	タカ科	ミサゴ	準絶滅危惧		準絶滅危惧
	ツル目	ツル科	ヒクイナ	絶滅危惧Ⅱ類		準絶滅危惧
	フクロウ目	フクロウ科	コノハズク			絶滅危惧Ⅰ類
硬骨魚綱	ウナギ目	ウナギ科	ウナギ		情報不足	
	メダカ目	メダカ科	メダカ		絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
	スズキ目	ハゼ科	スミウヅリ			準絶滅危惧
			ウヅリ			準絶滅危惧
シロウオ				絶滅危惧Ⅱ類		
蜘蛛綱	ザトウムシ目	マザトウムシ科	ヒトハリザトウムシ	準絶滅危惧		
4綱	8目	8科	10種	3種	3種	7種

〈選定基準〉

- 1: 「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて」(環境省)
- 2: 「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて」(環境省)
- 3: 「改定・広島県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックひろしま 2003」(広島県)

重要な海域動物一覧

綱名	目名	科名	種名	選定基準		
				1	2	3
軟甲綱	十脚目	スナガニ科	スナガニ		準絶滅危惧	
			ハクセンシオマネキ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	
筋口綱	剣尾目	カブトガニ科	カブトガニ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧種
二枚貝綱	マルマガリ目	フトヘナタリ科	クチバガイ	準絶滅危惧		
腹足綱	中腹足目	ウミナガ科	フトヘナタリ	準絶滅危惧		
4綱	4目	4科	5種	4種	3種	1種

〈選定基準〉

- 1: 「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて」(環境省)
- 2: 「改定・広島県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックひろしま 2003」(広島県)
- 3: 「日本の希少な野生生物に関するデータブック」(水産庁)

②植物

本市に生育記録がある重要な陸域植物は、県指定天然記念物に指定されている「鹿川のソテツ」等の文化財を含む 13 種の記録があります。沿岸部や島嶼部に生育するヤマモガシやヤマビワ、砂浜や河口付近に生育するハマウドやハマサジなど、海岸付近を生育場所とする種が含まれています。

また、本市周辺の海域に生息記録がある重要な植物は、ウミヒルモ及びホソエガサの 2 種の記録があります。いずれも海底に生育し、海岸の開発により減少している種です。

重要な陸域植物一覧

類	科名	種名	選定基準		
			1	2	3
裸子植物	ソテツ科	ソテツ	県指定天然記念物		
離弁花類	ヤマモガシ科	ヤマモガシ			準絶滅危惧
	クスノキ科	クスノキ	市指定天然記念物		
		ニッケイ			準絶滅危惧
	バラ科	ゴテリハキソバ			準絶滅危惧
	ムクロジ科	ムクロジ	市指定天然記念物		
	アマビキ科	ヤマビワ			準絶滅危惧
	モリナギ科	クマガネモリ	県指定天然記念物		
	セリ科	ハマウド			絶滅危惧Ⅱ類
合弁花類	ツツジ科	ゲンソイツツジ	市指定天然記念物	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	イソマツ科	ハマサジ		準絶滅危惧	準絶滅危惧
	ゴマノハグサ科	イノノケリ		絶滅危惧Ⅱ類	
	キョウ科	キョウ		絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
3類	12科	13種	5種	5種	7種

〈選定基準〉

- 1: 「文化財保護法 法律第 214 号」(文化庁)
- 2: 「哺乳類, 汽水・淡水魚類, 昆虫類, 貝類, 植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて」(環境省)
- 3: 「改定・広島県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックひろしま 2003」(広島県)

重要な海域植物一覧

綱名	目名	科名	種名	選定基準	
				1	2
単子葉綱	トチカミ目	トチカミ科	ウミヒルモ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
緑藻綱	ガサリ目	ガサリ科	ホソエガサ	絶滅危惧Ⅰ類	
2綱	2目	2科	2種	2種	1種

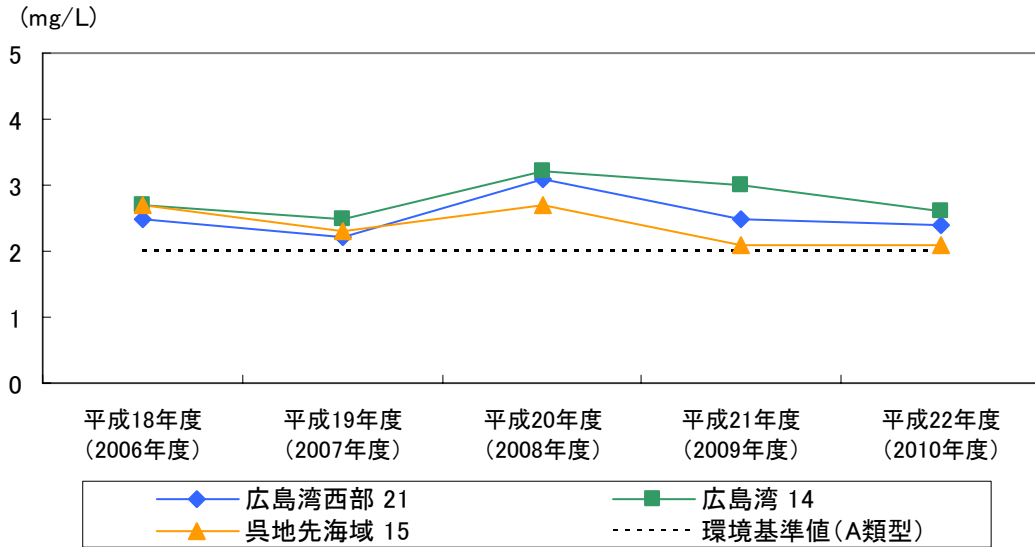
〈選定基準〉

- 1: 「哺乳類, 汽水・淡水魚類, 昆虫類, 貝類, 植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて」(環境省)
- 2: 「改定・広島県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックひろしま 2003」(広島県)

(5) 水環境

本市周辺海域のCOD75%値の推移を見ると、増減がみられるものの、横ばい傾向であり、環境基準をすべて上回っています。

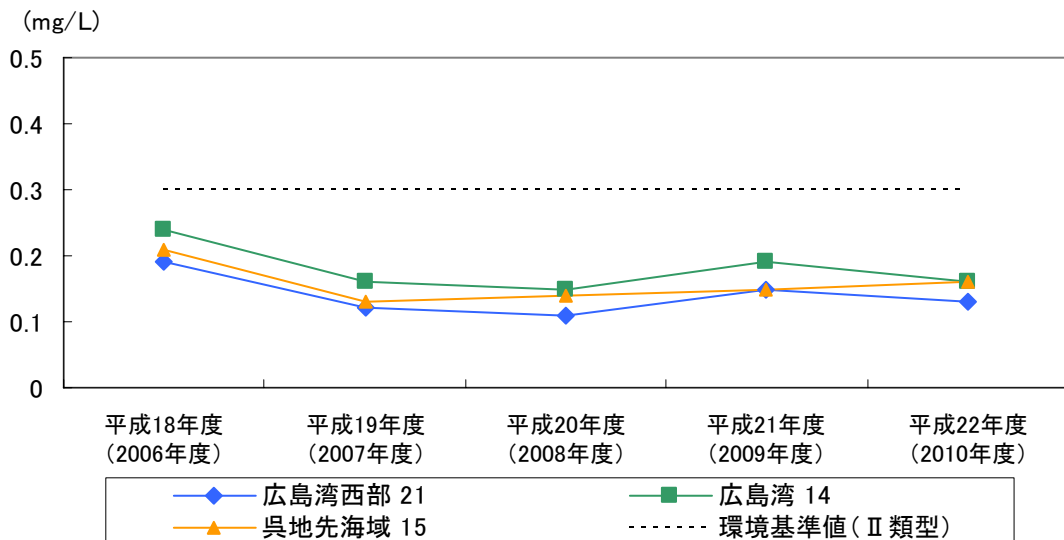
江田島市周辺海域のCOD75%値（全層）の推移



資料：「公共用水域等の水質等調査結果」（広島県）

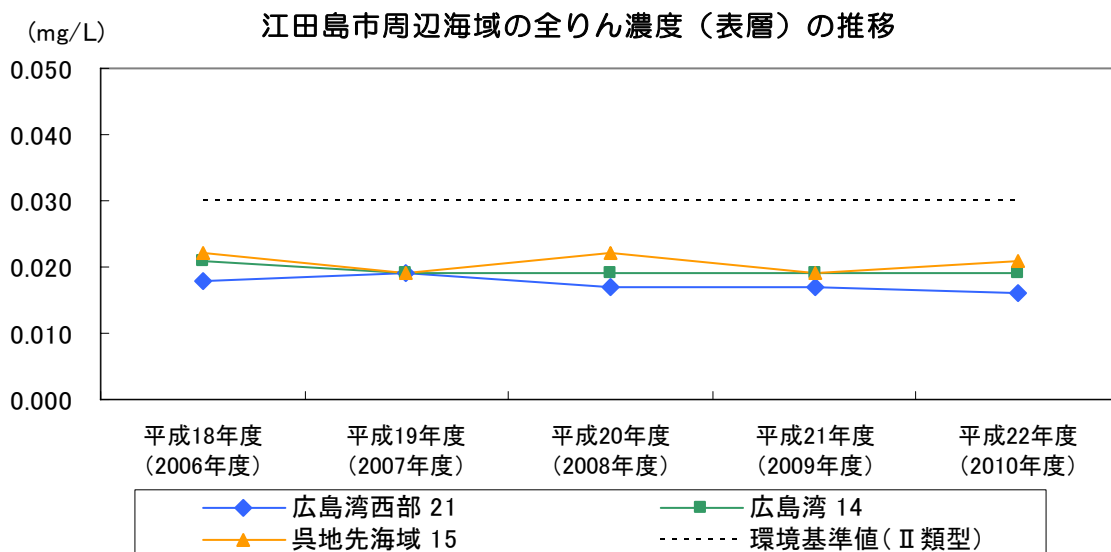
本市周辺海域の全窒素濃度の推移を見ると、すべての水域において、減少傾向となっており、環境基準をすべて達成しています。

江田島市周辺海域の全窒素濃度（表層）の推移



資料：「公共用水域等の水質等調査結果」（広島県）

また、本市周辺海域の全燐濃度の推移を見ると、ほぼ横ばいの傾向となっており、環境基準をすべて達成しています。



資料：「公共用水域等の水質等調査結果」（広島県）

一方、長瀬ヒューマンビーチの開設前の水質判定は「適・水質 AA」となっており、概ね良好な状況と言えます。

海水浴場（長瀬ヒューマンビーチ 開設前）水質調査結果

項目	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
COD (mg/L)	2.0	2.0	1.8	1.4	1.8
ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)	不検出	6	不検出	不検出	不検出
油膜	無	無	無	無	無
透視度	1m以上	1m以上	1m以上	1m以上	1m以上
判定	AA	A	AA	AA	AA

資料：「平成 18（2006）年版～平成 22（2010）年版 環境白書」（広島県）

(6) 一般廃棄物

①ごみ排出量

平成 21 (2009) 年度のごみ総排出量は 15,515 トン (1 人 1 日あたりは 1,522g/人/日) であり、前年に比べ増加しています。これは災害ごみによる影響であり、これを除くと前年と同程度となっています。

また、リサイクル率は年々減少傾向にあり、平成 21 (2009) 年の 10%は、県内 23 市町の中で最下位となっています。

ごみ総排出量等の推移

年度	ごみ総排出量等 (トン)				1 人 1 日 当 たり の ご み 排 出 量 (g/人/日)	リサイクル率 (%)
	生活系ごみ搬入量	事業系ごみ搬入量	集団回収量	ごみ総排出量		
平成 17 年度 (2005 年度)	8,513	3,419	953	12,885	1,155	13.3
平成 18 年度 (2006 年度)	8,696	3,198	973	12,867	1,179	13.0
平成 19 年度 (2007 年度)	8,817	1,875	913	11,605	1,086	12.9
平成 20 年度 (2008 年度)	7,725	2,752	869	11,346	1,092	12.5
平成 21 年度 (2009 年度)	11,869	2,797	849	15,515	1,522	10.0

注) リサイクル率 = [(ごみの資源化量) + (集団回収量)] ÷ [(ごみの処理量) + (集団回収量)] %
資料: 「平成 17 年度～平成 21 年度 廃棄物処理技術情報」(環境省)

②し尿処理・浄化槽

過去 5 年間のし尿及び浄化槽汚泥の収集量を見ると、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は、減少傾向です。

し尿・浄化槽汚泥の収集量の推移

(単位: kL)

区分	平成 17 年度 (2005 年度)	平成 18 年度 (2006 年度)	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)
し尿	9,459	8,987	8,473	8,003	7,430
浄化槽汚泥	4,286	4,597	4,810	5,105	4,797
合計	13,745	13,584	13,283	13,108	12,227

資料: 「平成 17 年度～平成 21 年度 廃棄物処理技術情報」(環境省)

(7) 地球温暖化

① 温室効果ガス排出量

本市の平成 21 (2009) 年度の二酸化炭素排出量は 29 万 7 千トンです。また、平成 21 (2009) 年度の二酸化炭素排出量は、広島県全体の 0.7% を占め、県内 23 市町の中では 18 番目となっています。

平成 21 (2009) 年度の江田島市の二酸化炭素排出量

(単位：千トン CO₂)

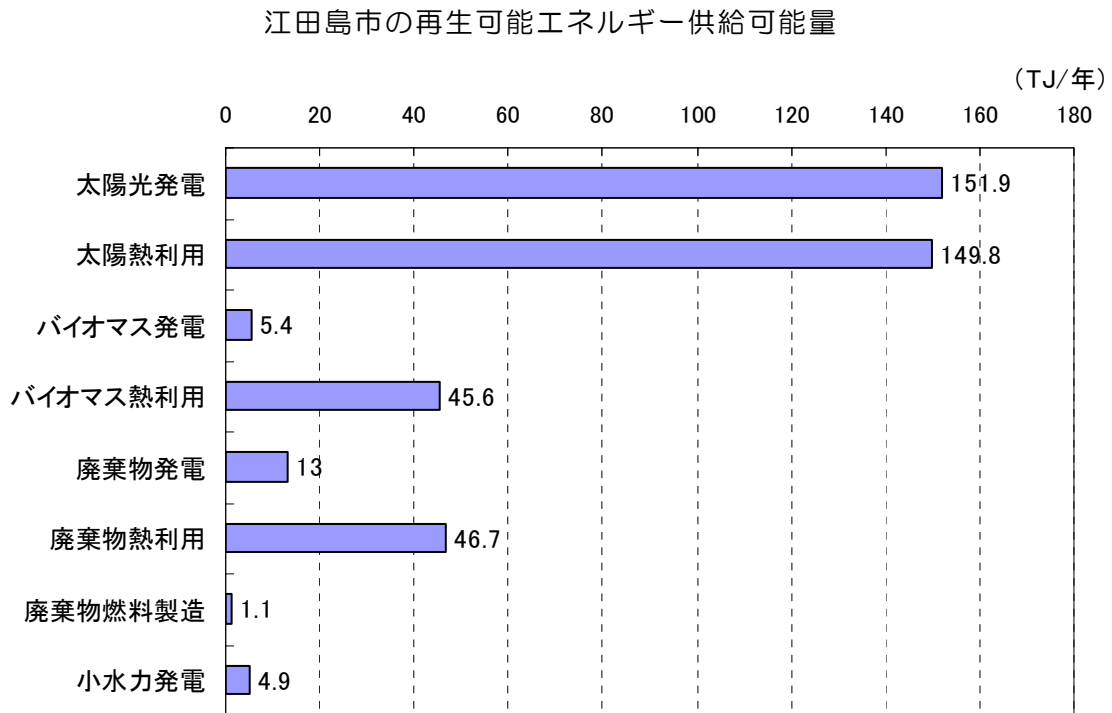
市区町村	産業部門	民生家庭部門	民生業務部門	運輸部門	一般廃棄物	合計
広島市	6,439	2,231	3,607	1,751	85	14,113
呉市	2,751	482	522	443	30	4,229
竹原市	324	56	63	84	2	528
三原市	1,760	189	230	217	12	2,408
尾道市	1,828	274	314	341	9	2,767
福山市	5,780	809	1,155	1,048	13	8,805
府中市	500	75	91	96	0	762
三次市	292	102	144	152	5	694
庄原市	158	69	88	110	3	428
大竹市	780	54	61	55	0	950
東広島市	3,517	319	446	368	12	4,662
廿日市市	515	207	234	228	6	1,190
安芸高田市	254	57	63	85	2	461
江田島市	82	56	57	101	0	297
府中町	809	92	99	97	4	1,101
海田町	428	51	69	80	3	630
熊野町	75	44	29	46	2	197
坂町	222	24	47	28	1	323
安芸太田町	18	15	18	22	1	73
北広島町	320	35	48	60	1	464
大崎上島町	153	19	18	19	1	210
世羅町	64	29	32	52	0	178
神石高原町	36	18	15	35	0	104

(注) 小数点以下を四捨五入していないため、合計値が各欄の合計と合致しない箇所があります。

資料：「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト」（環境省）

②再生可能エネルギーの供給可能量

本市の再生可能エネルギーの供給可能量（資源・原料を新エネルギーとして利用するための施設・設備を設置可能な場所にすべて設置した場合のエネルギー量）は、太陽エネルギーが最も多くなっています。



資料：「海・山・街から始める次世代エネルギー圏域づくり推進調査報告書」（中国経済産業局）

5 アンケート調査結果の概要

本市の望ましい環境像や環境施策の方向性について、市民・事業者等の意向やニーズを把握し、環境基本計画に反映するために、「江田島市のよりよい環境づくりのためのアンケート」を実施しました。

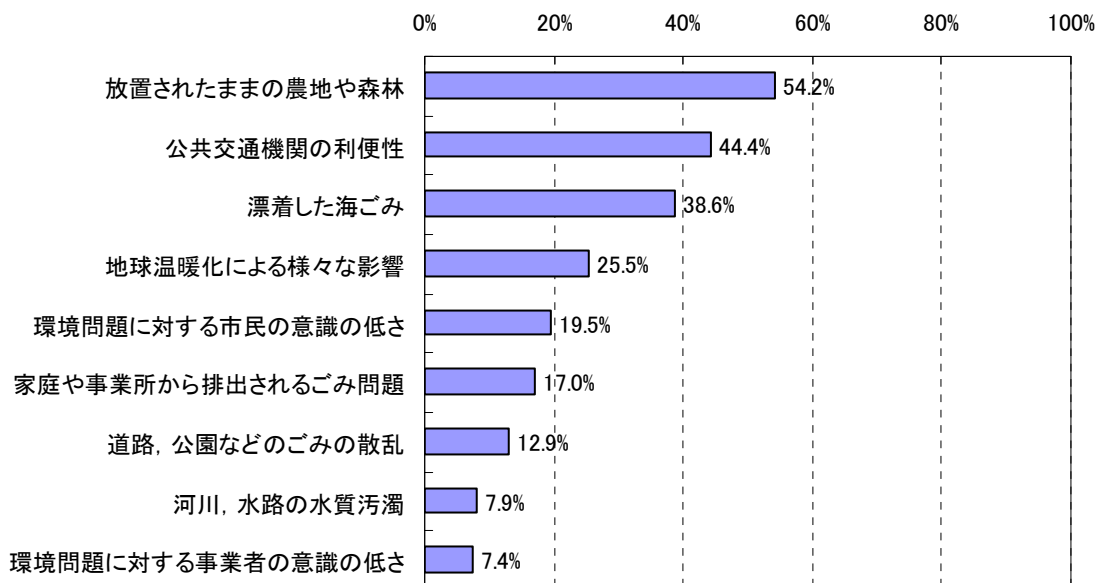
調査概要

調査対象		調査方法	調査時期	回収数 (回収率)
市民		1,000 人を無作為抽出，郵送による配布・回収	平成 22 年 11 月 10 日～ 11 月 26 日	365 (36.5%)
事業者	一般	320 事業所を電話帳抽出，郵送による配布・回収	平成 22 年 11 月 10 日～ 11 月 26 日	142 (44.4%)
	漁業者	漁業組合を通じて配布・回収	平成 23 年 6 月 1 日～ 6 月 25 日	55
学校	小学 6 年生	教育委員会を通じて配布・回収	平成 22 年 11 月 10 日～ 11 月 26 日	175
	中学 3 年生			161
	教員			131
イベント来場者		主催者に協力依頼	平成 22 年 11 月 7 日	218
観光客		各施設に協力依頼	平成 22 年 11 月 10 日～ 11 月 26 日	55

(1) 江田島市の環境課題（市民）

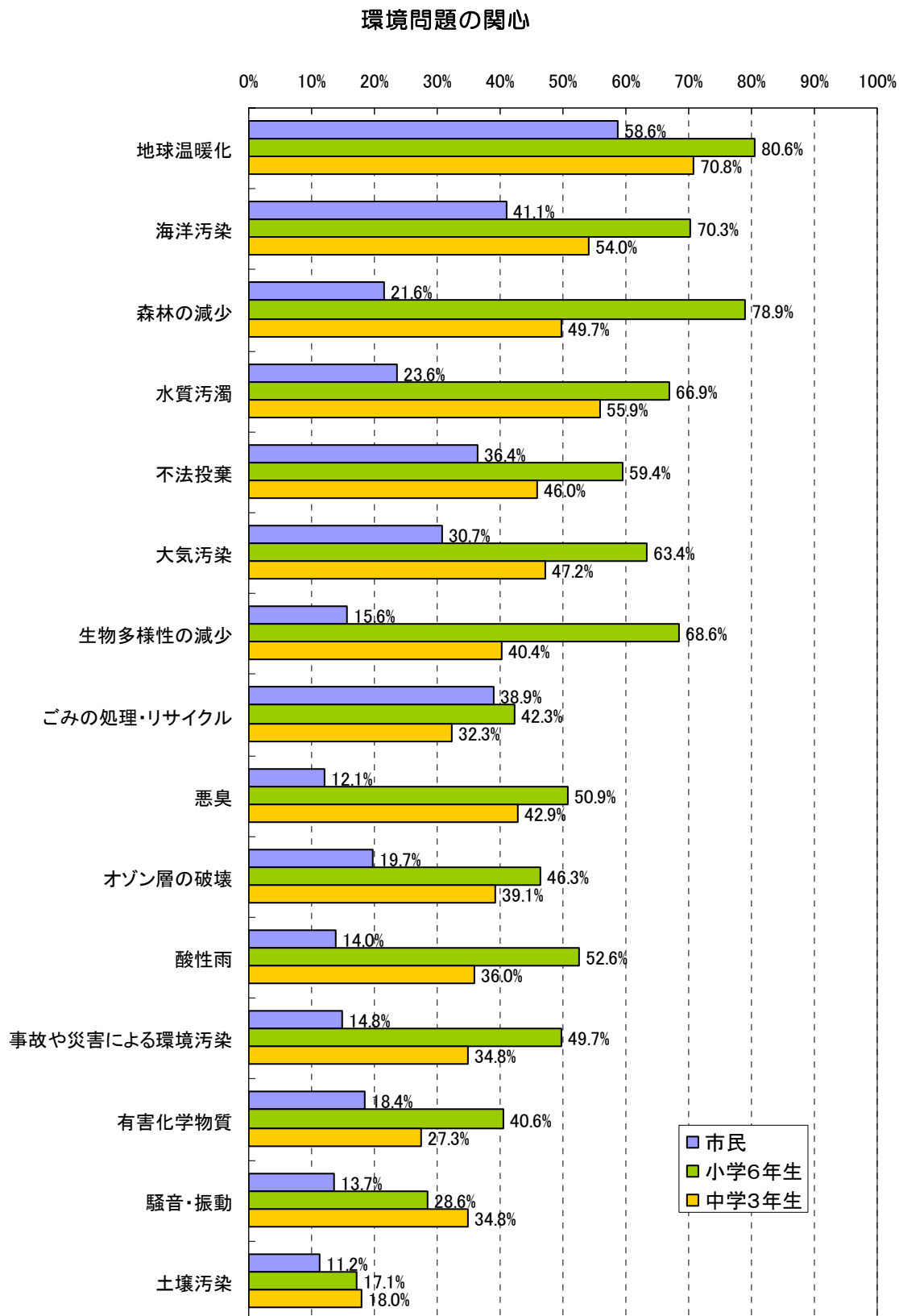
本市の環境課題として、「放置されたままの農地や森林」「公共交通機関の利便性」「漂着した海ごみ」が上位となっています。

江田島市の環境課題



(2) 環境問題の関心 (市民, 小学6年生, 中学3年生)

環境問題の関心は、市民・小中学生ともに「地球温暖化」「海洋汚染」に関する環境問題が上位となっています。

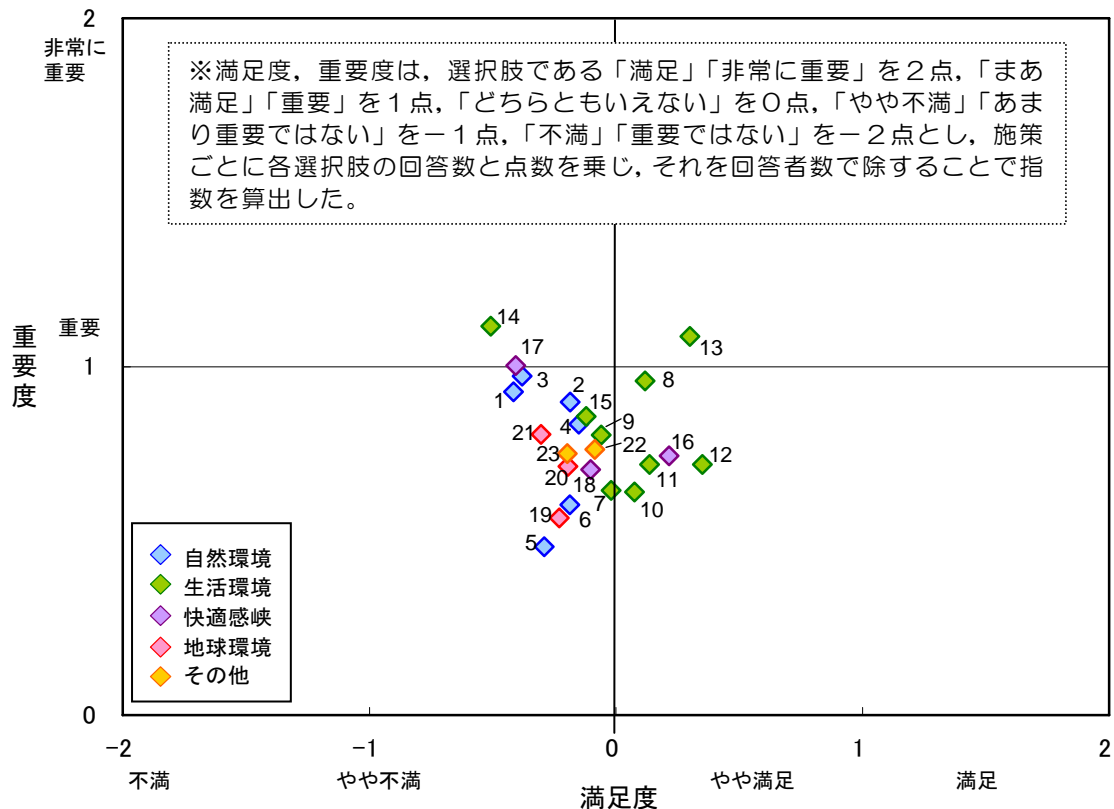


(3) 環境の満足度と重要度 (市民)

満足度が低く重要度の高い項目は不法投棄対策や環境美化であり、優先度の高い施策と言えます。

環境の満足度と重要度

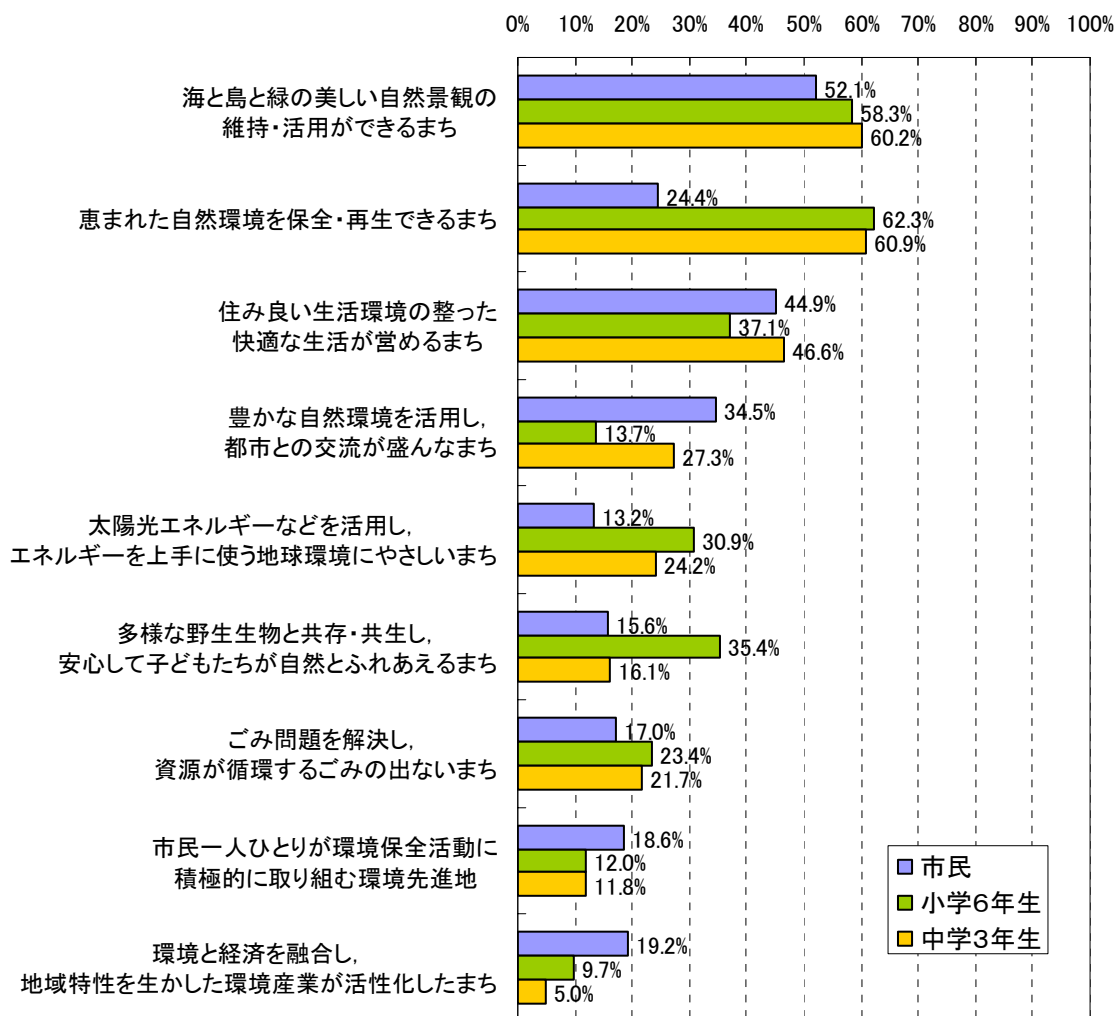
No.	項目	満足度	重要度
1	山林の保全	-0.416	0.928
2	河川の保全	-0.186	0.898
3	海域の保全	-0.381	0.973
4	自然景観の保全	-0.151	0.835
5	野生生物の生息・生育地の保全	-0.291	0.483
6	自然とのふれあいの場の整備	-0.186	0.604
7	工場や自動車による大気汚染対策	-0.019	0.645
8	下水道や合併浄化槽による生活排水対策	0.118	0.959
9	工場からの排水による水質汚濁対策	-0.060	0.804
10	工場や自動車などによる騒音・振動対策	0.076	0.640
11	工場や家庭などによる悪臭対策	0.137	0.719
12	ごみの処理	0.350	0.719
13	ごみのリサイクル	0.300	1.087
14	不法投棄対策	-0.508	1.117
15	有害化学物質(ダイオキシンなど)対策の推進	-0.120	0.857
16	まちの緑化	0.216	0.744
17	ポイ捨て防止などの環境美化	-0.406	1.003
18	公園や緑地の整備	-0.103	0.705
19	再生可能エネルギー(太陽光発電など)対策の推進	-0.230	0.566
20	省エネルギー対策の推進	-0.195	0.714
21	森林吸収源対策(森林の維持・管理)の推進	-0.304	0.806
22	環境教育・環境学習の推進	-0.086	0.763
23	環境に関する情報の提供	-0.197	0.751



(4) 将来の環境像 (市民・小学6年生・中学3年生)

将来の環境像は、「海と島と緑の美しい自然景観の維持・活用ができるまち」の回答割合が高く、全ての主体で半数以上となっています。

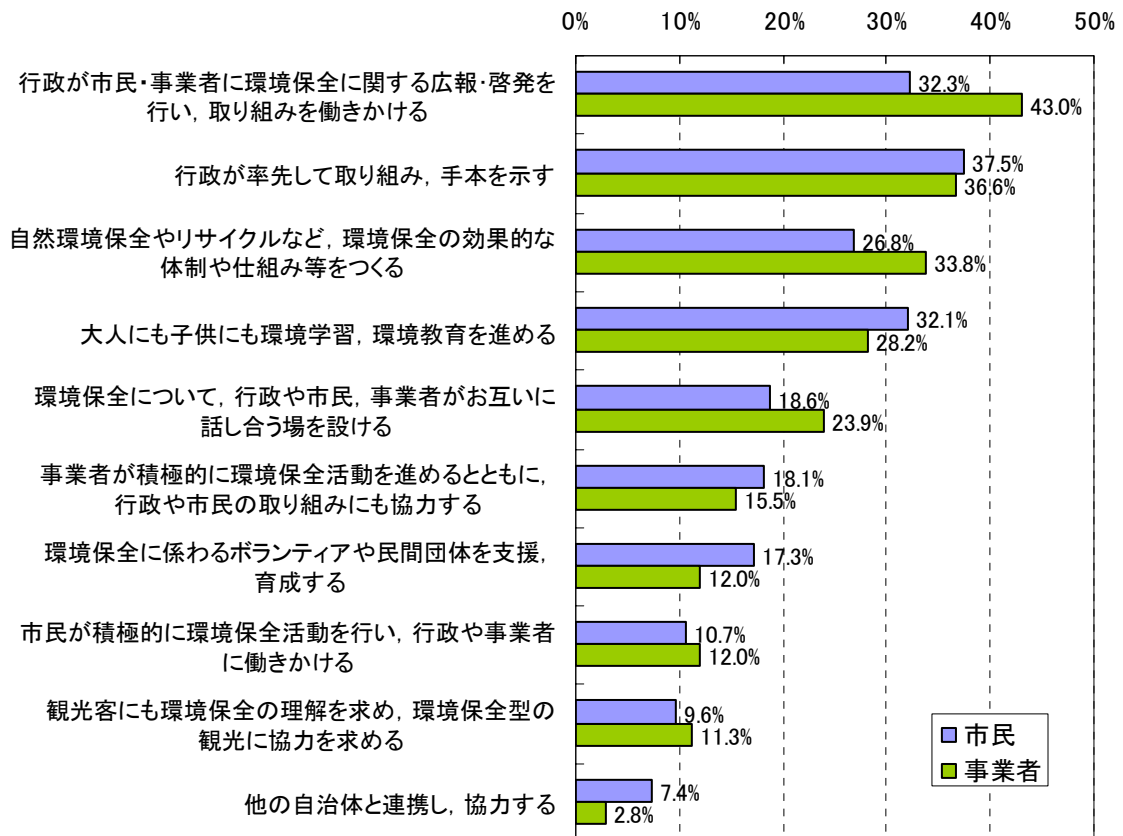
将来の環境像



(5) 各主体の役割 (市民・事業者)

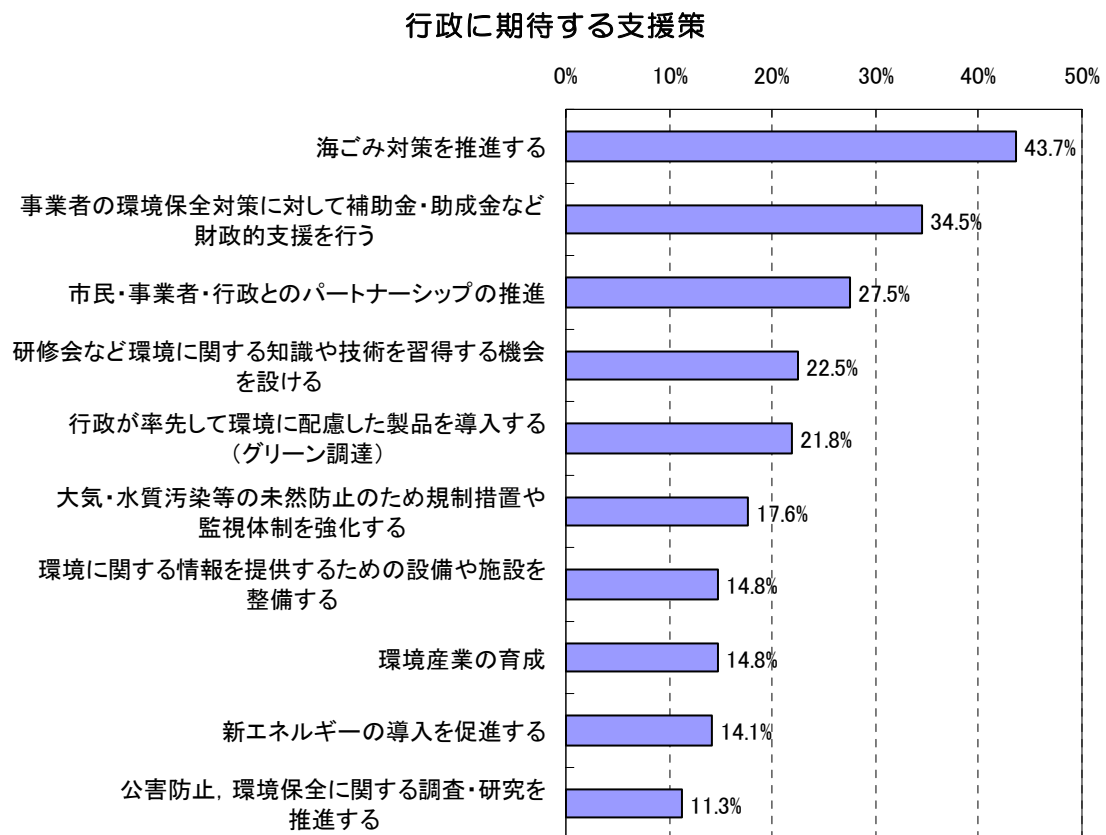
環境保全を推進する上での各主体の役割は、「行政が市民・事業者に環境保全に関する広報・啓発を行い、取り組みを働きかける」「行政が率先して取り組み、手本を示す」が上位となっており、行政に対する期待が高いと言えます。

各主体の役割



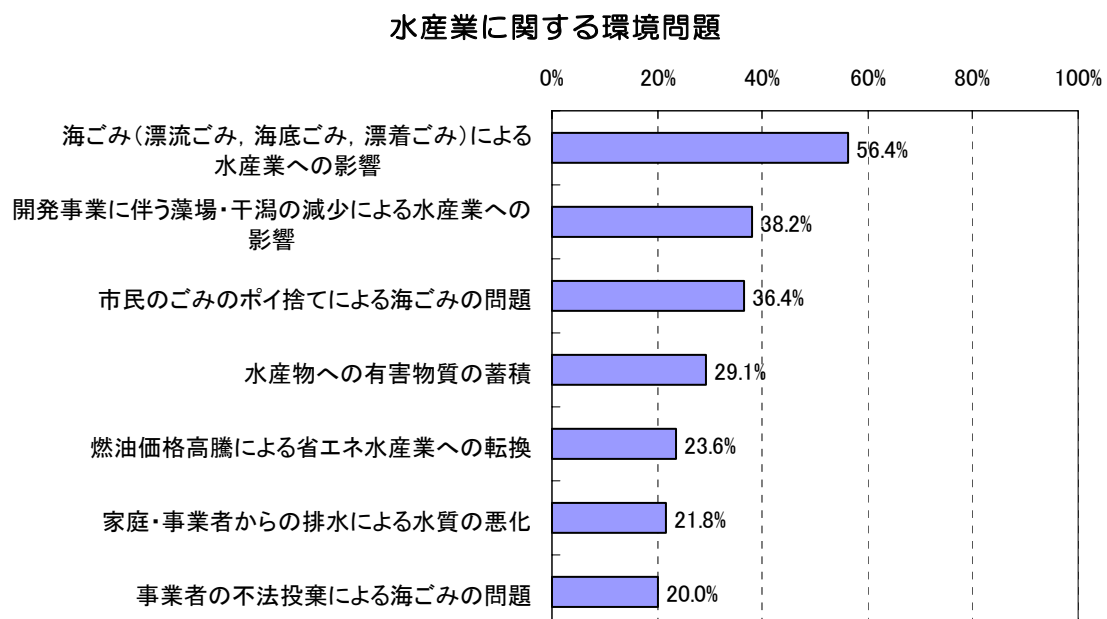
(6) 行政に期待する支援策（事業者）

事業者の行政に期待する支援策は、「海ごみ対策」「財政的な支援」が上位となっています。



(7) 水産業に関する環境問題（漁業者）

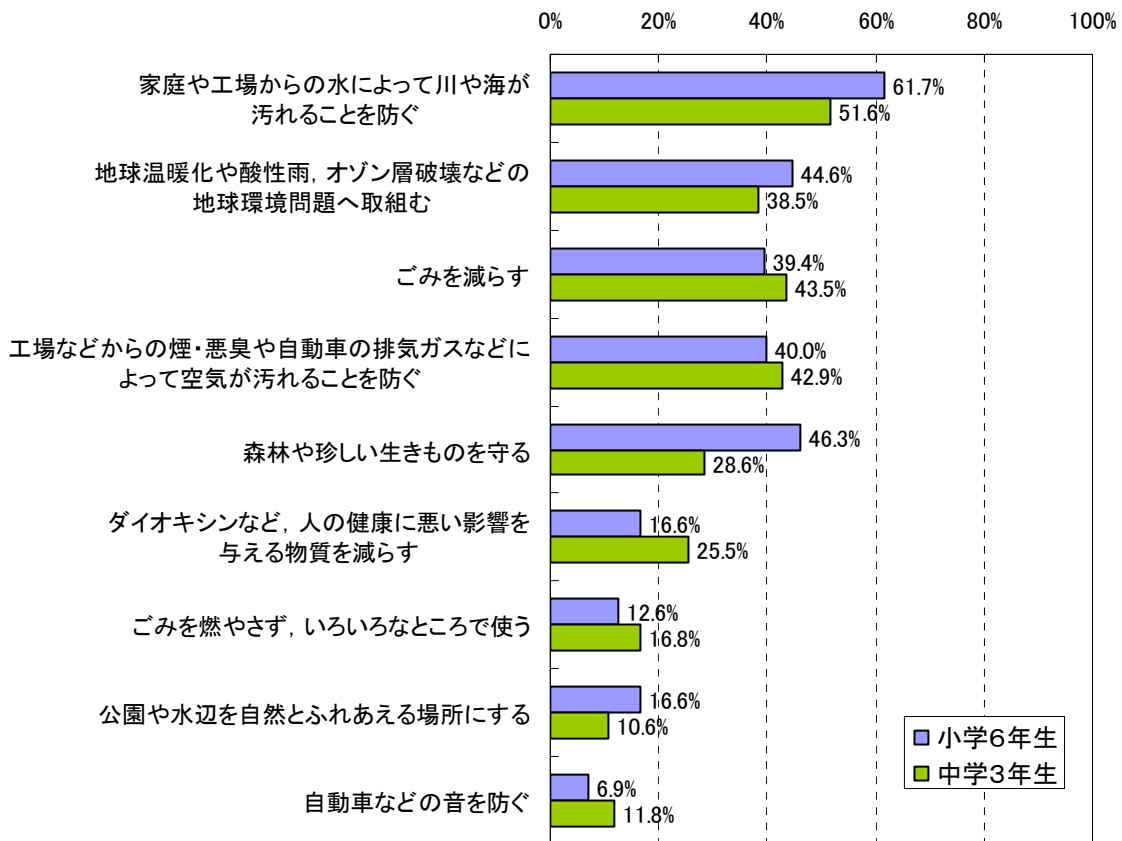
漁業者の水産業に関する環境問題は、「海ごみ（漂流ごみ、海底ごみ、漂着ごみ）による水産業への影響」が最も高くなっています。



(8) 今後の必要な取組（小学6年生，中学3年生）

小中学生の考える今後必要な取組については、「家庭や工場からの水によって川や海が汚れることを防ぐ」が最も高くなっています。

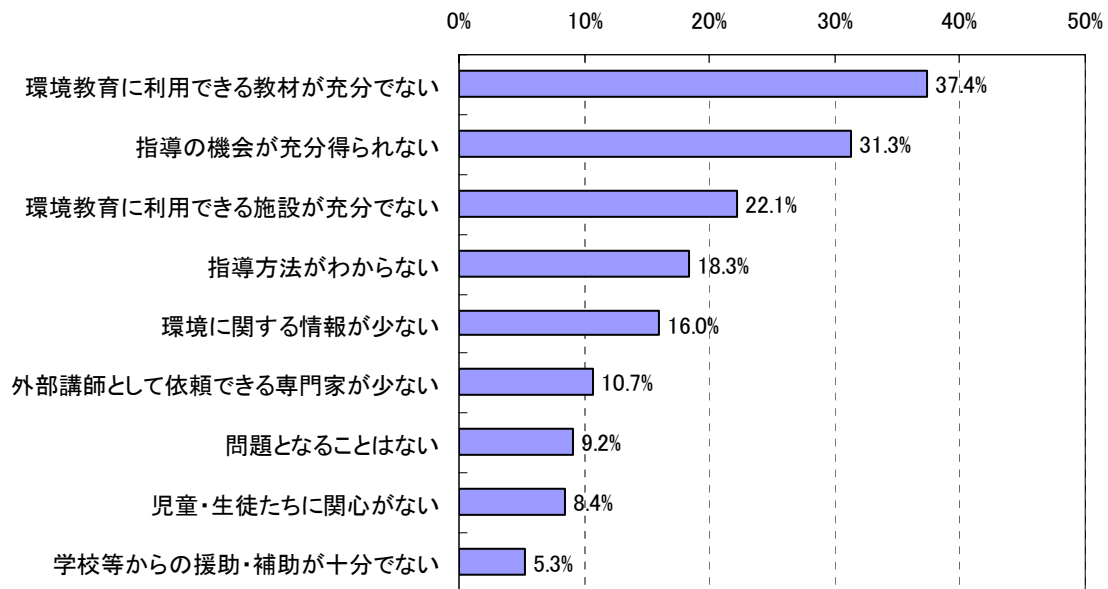
今後の必要な取組



(9) 環境教育の問題点 (教員)

環境教育を実施する上での問題点は、「教材が不十分」「指導の機会が不十分」が上位となっています。

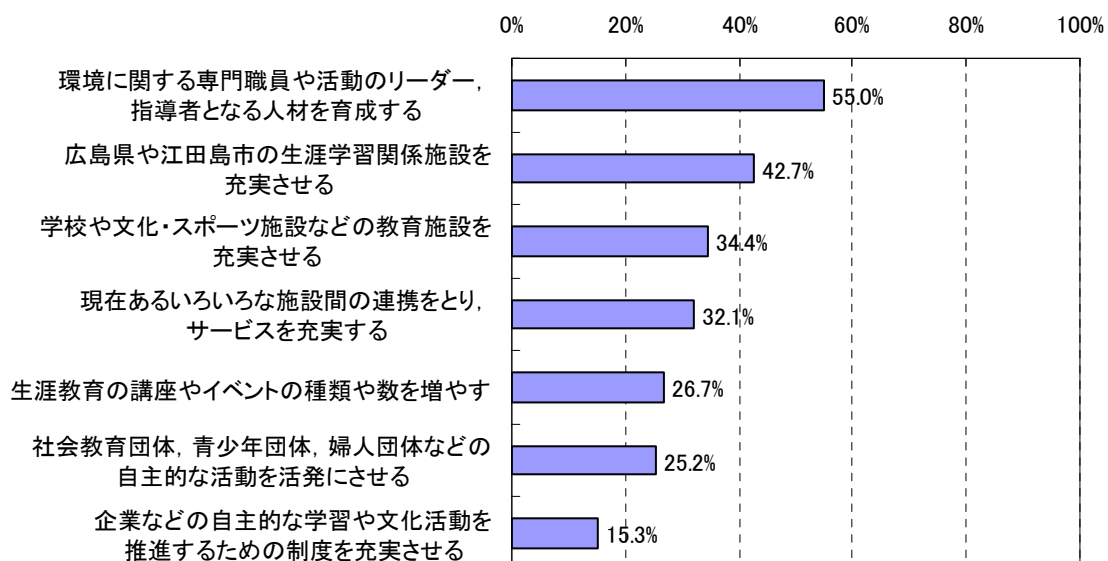
環境教育の問題点



(10) 環境学習の推進方策 (教員)

本市全体の環境に関する生涯学習活動の推進方策は、「環境に関する専門職員や活動のリーダー、指導者となる人材を育成する」が最も高くなっています。

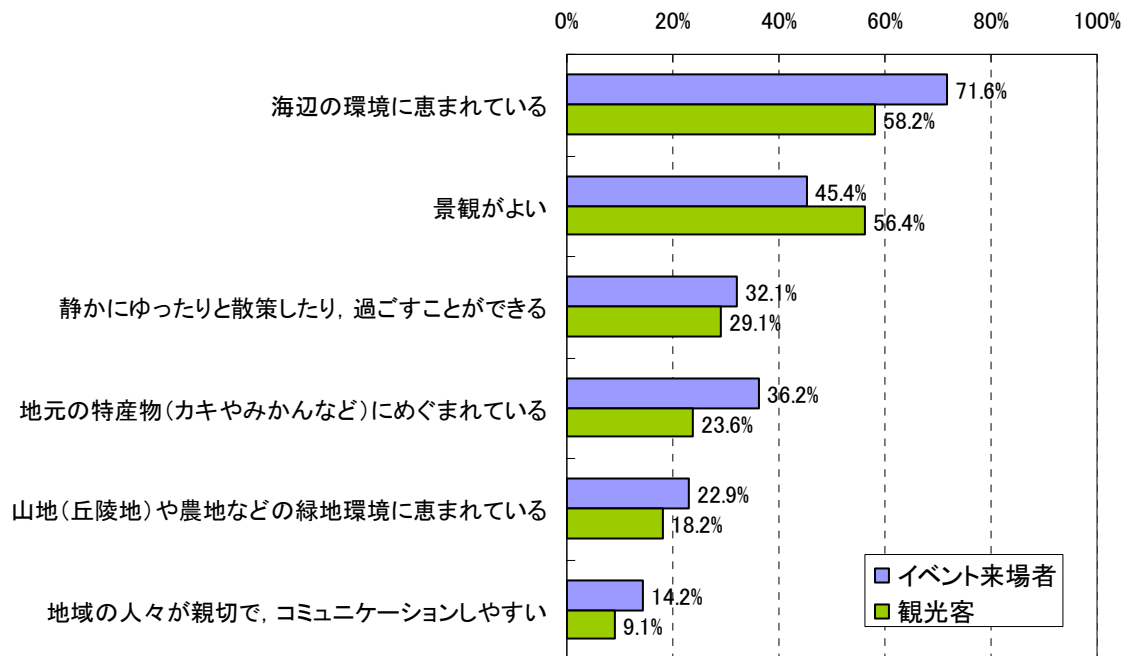
環境学習の推進方策



(11) 江田島市の魅力 (イベント来場者, 観光客)

イベント来場者, 観光客の本市の魅力は, 「海辺の環境に恵まれている」「景観がよい」が上位となっています。

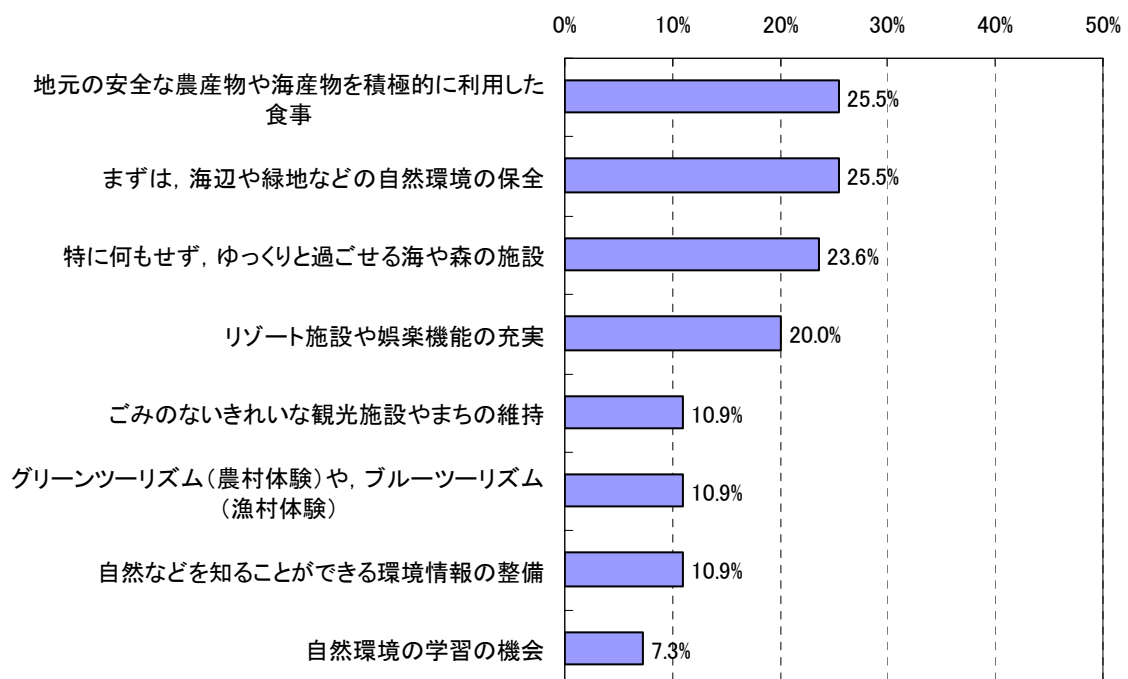
江田島市の魅力



(12) 江田島市に期待する環境サービス (観光客)

観光客が本市に期待する環境サービスは, 「地元の安全な農産物や海産物を積極的に利用した食事」「海辺や緑地などの自然環境の保全」が上位となっています。

江田島市に期待する環境サービス



6 江田島市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本方針（第9条）

第3章 基本的な計画の策定（第10条—第12条）

第4章 施策の推進（第13条—第26条）

附則

私たちのまち江田島市は、広島県南西の広島湾に浮かぶ江田島、能美島とその周辺に点在する島々で構成され、温暖な気候と青い海や緑豊かな山々などの美しい自然に恵まれたまちである。

この恵み豊かな自然環境のもと、近代より、主としてカキ養殖をはじめとする漁業や果樹、花、野菜栽培に代表される農業を営み、歴史と文化を積み重ね、引き継ぎながら、発展してきた。

しかし、近年の社会経済活動は、私たちの生活の利便性を高める一方で、自然の再生能力や浄化能力を超える環境への負荷を与え、身近な環境問題を引き起こすだけでなく、人類の生存基盤である地球環境にも重大な影響を及ぼしている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、健康で文化的な生活を営むことは、市民の権利であり、この環境を保全し、「自然との共生・都市との交流による「海生交流都市」えたじま」として将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

私たちは、環境が限りあるものであることを深く認識し、市、市民、事業者及び滞在者が協働して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の役割を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海

洋の汚染，野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって，人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち，事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染，水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)，土壌の汚染，騒音，振動，地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって，人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(4) 循環型社会 製品等が廃棄物等となることが抑制され，並びに製品等が循環資源(廃棄物等のうち有用なものをいう。)となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され，及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され，もって天然資源の消費を抑制し，環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は，市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに，この環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は，環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら，持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として，市，市民，事業者及び滞在者の公平な役割分担及び協働のもとに，自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は，人類共通の課題であるとともに，市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ，すべての事業活動及び日常活動において積極的に推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は，自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を策定し，及び実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は，その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか，市民は，環境の保全に自ら努めるとともに，市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は，その事業活動を行うに当たっては，これに伴って生ずるばい煙，汚水，廃棄物等の処理その他の公害を防止し，又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は，物の製造，加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって，その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとな

るように必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

（滞在者の役割）

第7条 観光旅行等で市に滞在する者は、第5条に定める市民の役割に準じて環境の保全に努めるものとする。

（各主体の協働等）

第8条 市、市民、事業者及び滞在者は、第4条から第7条までに定めるそれぞれの役割を果たすため、必要に応じ、相互に協働しなければならない。

2 市は、環境の保全に関する施策を総合的に推進するため、市、市民、事業者及び滞在者の相互調整に努めるものとする。

第2章 基本方針

（施策の策定等に係る基本方針）

第9条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 人の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を行い、人と自然が共生する良好な環境を確保すること。

(3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を図ることにより、循環型社会を形成すること。

(4) 市、市民、事業者及び滞在者が環境の保全に関し協働して取り組むことができる社会を形成すること。

第3章 基本的な計画の策定

（環境基本計画）

第10条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 環境の保全に関する施策の基本的な方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民、事業者及び滞在者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、江田島市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全に配慮しなければならない。

(環境の状況等の公表)

第12条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、公表しなければならない。

第4章 施策の推進

(規制の措置)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、公害の原因となる行為、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(助成等の措置)

第14条 市は、市民及び事業者が行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な経済的助成又は技術的支援を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第15条 市は、環境の保全を図るための公共的施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全)

第16条 市は、海岸、河川、農地、森林等の自然環境の保全に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生育・生息地の保護等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水環境及び大気環境の保全)

第17条 市は、海域、河川等における良好な水環境を保全するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、良好な大気環境を保全するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地球環境の保全の推進）

第18条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第19条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（循環型社会構築の促進等）

第20条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、事業者及び滞在者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

（環境産業の振興）

第21条 市は、環境への負荷の低減に資する技術、製品、役務等の提供を行う産業を振興するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境学習及び環境教育の推進等）

第22条 市は、市民、事業者及び滞在者が環境の保全に関する理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全に関する学習及び教育の推進並びに広報活動の充実など、必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の自発的活動の促進）

第23条 市は、市民、事業者及び滞在者が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第24条 市は、第22条の環境の保全に関する学習及び教育の推進並びに前条の市民、事業者及び滞在者が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査及び監視等）

第25条 市は、環境の保全に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第26条 市は、環境の保全に関する施策であって広域的な取組を必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

7 用語解説

【あ行】

◆ISO14001

国際標準化機構（ISO）で制定した環境マネジメントに関する一連の国際規格であるISO14000シリーズの中で、中核をなす規格。ISO14001には、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するための要求事項が規定されている。

◆アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物で、軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されてきた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることや発ガン物質であることが断定され、日本でも、大気汚染防止法により石綿製品を製造する工場・事業場や吹付けアスベスト等使用建築物の解体工事等に対してアスベスト飛散防止の規制が行われるとともに、労働安全衛生法により石綿含有製品の製造、使用等が原則禁止されている。

◆一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条第2項で、産業廃棄物以外の廃棄物として定義されている。主に家庭や小口の事業所などから排出されるさまざまなごみをいうが、し尿及び家庭雑排水も含まれる。

◆エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。

◆エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

◆エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出を抑制するための運転のこと。主に、アイドリングストップ、経済速度での運転、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

◆大原のクロガネモチ

関東以西の温帯および亜熱帯に生育する常緑広葉樹。大原のクロガネモチは、樹高 17.16m、胸高幹囲 3.9mの県内有数の巨樹で、国指定のものに劣らない大きさであることの他に、樹幹基部の異常肥大が学術上注目すべき資料であることも認められて県指定天然記念物となっている。



◆温室効果ガス

地表面から放出される赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室のような効果をもつ大気中の気体の総称である。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどがある。近年、これらの温室効果ガスの増加による地球の温暖化が進み、気候の変化、海水面の上昇などの地球的規模の環境問題が生じるとして憂慮されている。

【か行】

◆カーシェアリング

自動車を個人ではなく、複数の人で組織的に共同利用する仕組みのこと。早くから欧米で普及が進んでいて、業務用や個人利用、その両方を対象とするものなどがあり、事業形態もさまざまである。カーシェアリングには、自動車走行距離の削減や、利用者1人あたりのCO₂削減効果が大きいなどの利点があり、環境負荷の削減に寄与することがわかっていて、京都議定書目標達成計画にも盛り込まれた。国の政策としての導入は遅れているが、地方自治体や民間事業者による取組は広がりつつある。

◆カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。イギリスを始めとした欧州、米国、豪州等での取組が活発であり、我が国でも民間での取組が広がりつつある。

◆カーボンフットプリント

政府では、商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルにいたるまでのライフサイクル全体を通しての温室効果ガスの排出量をCO₂に換算して、当該商品・サービスに簡易な方法で分かりやすく表示している。

◆外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

◆合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

◆鹿川のソテツ

亜熱帯に生育する植物であるが、昔から人家や寺の境内に植栽されることが多かった。本樹は根元から大小の六支幹に分かれ、周囲の三支幹は他のほとんど倍長に達する。また各支幹には無数の珠芽（しゅが）が発生して、奇観を呈する。ソテツでは県内有数の巨樹である。



◆カブトガニ

瀬戸内海と九州北部の沿岸部に生息し、2億年前の化石とほとんど姿が変わっていないため「生きた化石」と言われる。江田島市では江田島湾などで確認され、2011年7月に2年ぶりに生息が確認された。



◆環境家計簿

毎日の生活の中で環境に関係する出来事や行動を家計簿のように記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように行うもの。特に決まった形式はないが、毎月使用する電気、ガス、水道、ガソリン、燃えるごみなどの量に二酸化炭素（CO₂）を出す係数を掛けて、その家庭でのCO₂排出量を計算する形式のものが多く。環境家計簿をつけることにより、消費者自らが環境についての意識をもって、生活行動の点検、見直しを継続的に行うことができる。

◆環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

◆環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

◆環境保全型農業

生産性との調和を図りながら、環境に与える負荷をできる限り低減していく農業のこと。

◆環境マネジメント

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

◆環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）。

◆CASBEE（建築物総合環境評価システム）

CASBEE（Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency）は、財団法人「建築環境・省エネルギー機構（IBEC）」によって開発された、建築物を環境性能で評価するシステムである。

◆グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することである。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

◆コージェネレーション

「Co（ともに）」と「Generation（発生する）」の合成語で、電気と熱を同時に発生させることからこう呼ばれる。その原理は、発電機で電気をつくるときに使う冷却水や排気ガスなどの熱を、温水や蒸気の形で利用する。具体的には、温水は給湯・暖房に、蒸気は冷暖房・工場の熱源などに使う。一つのエネルギー源から「熱」と「電気」を合わせて供給するので「熱電併給」とも呼ばれる。燃料は石油、天然ガス、LPG、燃料電池などで、ガスエンジン、ディーゼルエンジン、ガスタービンなどを原動機として発電する。

◆光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場や自動車から排出されるNOx、VOCを主体とする汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質である。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度になりやすいことがわかっている。

【さ行】

◆再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

◆産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

◆COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand. 化学的酸素要求量。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

◆循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

◆水源かん養

降雨を地表や地中に一時的に蓄えるとともに、地下に浸透させ、降雨が河川などに直接流入するのを調節し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水のかん養等を維持・増進する自然の働きのこと。近年、森林や農地が持つ水源かん養機能が見直されている。

◆スナガニ

岩手県から九州まで分布する。小石を含まない綺麗な砂浜に深い穴を掘って生息し、動きは俊敏である。はさみは必ず左右で大きさが異なり、大きいほうに発音器官がある。干潟の埋め立てや海域の汚染により、生息地が減少している。



◆生態系

植物、動物、微生物とそれらを取りまく大気、水、土壌、光などの非生物的要素から成り立ち、それらの要素が物質循環などの過程を通じて複雑につながり、全体として一つの系が保たれている状態である。環境汚染などにより、この系の一部が損なわれると次第に全体の生態系の循環にも影響が出る。

◆生物多様性

生物の進化の所産として、地球上に存在するすべての生物の間に違い（変異性）のあることで、生態系の多様性、種間の多様性（種の多様性）及び種内の多様性（遺伝子の多様性）の3つの異なったレベルの多様性がある。

◆ゼロ・エミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの。国連大学が提唱し、企業や自治体で取組が進んでいる。

◆全窒素及び全りん

全窒素及び全りんは、動植物の成長に欠かせない元素であるが、水中の濃度が高くなってくると水域の富栄養化を招くことになる。窒素やりんなどの栄養塩類が流入すると富栄養の状態となり、藻類が大量発生し、赤潮や青潮、アオコ、淡水赤潮などとよばれる現象がおこりやすい。

【た行】

◆ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

◆低公害車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない燃費性能が優れているなどの環境に優しい自動車。例）低燃費かつ低排出ガス認定車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、電気自動車等。

◆低炭素社会

究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる（カーボン・ニュートラル）社会を目指すもの。そのためには、産業、行政、国民など社会のあらゆるセクターが、地球の有限性を認識し、大量生産・大量消費・大量廃棄社会から脱するとの意識を持ち、選択や意志決定の際に、省エネルギー・低炭素エネルギーの推進や、3Rの推進による資源生産性の向上等によって、二酸化炭素の排出を最小化（「カーボン・ミニマム」）するための配慮が徹底される社会システムの形成が必要である。

【な行】

◆ネーチャーゲーム

五感を使って自然を直接体験するプログラム（野外活動）。米国のナチュラリスト、ジョセフ・コーネルにより 1979 年に発表された。ゲームを通して自然の不思議や仕組みを学び、自然と自分が一体であることに気づくことを目的としており、120 種類以上の活動がある（2003 年）。自然に関する特別な知識がなくても、子どもと大人が一緒になって豊かな自然の持つさまざまな表情を楽しむことができる。

【は行】

◆バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

◆ハクセンシオマネキ

紀伊半島や瀬戸内海、九州に分布する。オスのはさみの一方が大きくなるのが特徴。河口部の砂泥質干潟に生息する。県内には広く分布するが、いずれの生息地でも個体数が少なく、小さな生息地の改変で見ることができなくなる。



◆ハマウド

関東以西の本州，四国，九州の海岸の砂地に生育する。瀬戸内海での記録は少なく，広島県の生息地は貴重である。1～1.5mほどの高さになり，春に白い小さな花を多数開く。



◆ハマサジ

宮城県以南の本州，四国，九州に分布。満潮時には海水に浸る海岸の砂地などに生育する，代表的な塩生植物。県内には広く分布するが，いずれの産地も個体数は少ないうえ，埋め立てなどにより，生育地が減少している。



◆ビオトープ

ビオトープとは，その土地に昔からいたさまざまな野生生物が生息し，自然の生態系が機能する空間のこと。最近では，人工的につくられた，植物や魚，昆虫が共存する空間を呼ぶことが多い。

◆干潟

干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で，内湾や河口域に発達する。浅海域生態系の一つであり，多様な海洋生物や水鳥等の生息場所となるなど重要な役割を果たしている。

◆ボランティア休暇制度

企業が従業員のボランティア活動への参加を支援・奨励する目的で，有給の休暇・休職を認める制度のこと。1990年代はじめから，労働時間短縮の流れや企業に対する社会貢献の要請の高まりをうけて，制度を設ける企業が急増している。

【ま行】

◆マニフェスト

産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際，不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。

◆ミティゲーション

人間の活動によって地域の生態系や自然環境に影響を及ぼすことが予想される時に，悪影響を軽くするために取られる補償・代替措置のこと。ミティゲーションには 1)「回避」，2)「最小化」，3)「修正・修復」，4)「軽減・除去」，5)「代償」の 5 つの段階がある。わが国では，開発の対象となる生態系がもつ機能を，他の場所で置き換える「代償」を指すことが多い。

◆藻場

大型底生植物（海藻・海草）の群落を中心とする浅海域生態系の一つであり，海洋動物の産卵場や餌場となるなど重要な役割を果たしている。

【や行】

◆ヤマビワ

静岡県以西の本州，四国，九州に分布する。広島県内では，島嶼部と沿岸部の温暖な地域の社叢にまれに自生する。伊勢神宮などの神事で用いる火は，ヤマビワとヒノキをすり合わせておこす。



◆ヤマモガシ

東海地方以西の本州，四国，九州に分布するが，瀬戸内海には少ない。広島県の生育地（宮島，江田島）は国内分布の北限にあたる。江田島では沖美町で確認され，アカマツに混じって生育している。成長が遅く，小さいうちに個体数が減少することが知られている。



【ら行】

◆リスクコミュニケーション

市民・事業者・行政が情報を共有し，意見交換を通じて意思疎通を図り，合理的にリスクを管理し削減すること。

◆リレーセンター

ごみの収集・運搬の中継基地（旧清掃センター）。ごみの焼却処理を呉市に事務委託し，清掃センター（焼却施設）からリレーセンターに名称変更。